

# 令和5年度国有財産監査の結果について

(東北財務局)

令和6年6月6日

# 国有財産等の監査

## 監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について監査を実施。具体的には、財務大臣の定める監査方針に従い、財務局等が監査計画を立て、計画的に実施。

## 令和5年度における監査結果

令和5年度においては、国有財産の有効活用の促進などに主眼を置き、「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」の使用実態の監査を重点的に実施しました。

### ＜監査結果の概要＞

東北財務局において26件の監査を実施し、そのうち、国有財産の有効活用や国の財政への貢献等の観点から7件(26.9%)について問題点等を指摘しました。…別添参照

具体的には、庁舎等について、非効率使用の改善や余剰のある庁舎等への移転により、有効活用、借受解消を求めたもの等となっています。

## 平成23～令和4年度監査における指摘事案のフォローアップ状況

指摘した事案については、各省各庁において、是正・改善に向けた処理に取り組んでいますが、処理に当たっては、予算措置や用途廃止に係る所要の手続きなどのため、一定の期間を要している状況となっています。

こうした状況を踏まえ、東北財務局では、指摘事案の処理促進を図るため、毎年度、是正・改善に向けた進捗状況を把握し、各省各庁に対し予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施しています。

平成23年度から令和4年度の監査における指摘事案160件のうち、令和5年度末時点で是正・改善が図られた事案は95件で、是正未済の件数は65件となっています。

今後も、引続き是正・改善の促進のためのフォローアップを実施していきます。

## 令和5年度 監査結果一覧

※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指摘内容	指摘類型	
庁舎等の有効活用	a	庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b	余剰が生じている庁舎への移転等により、借受解消を求めたもの。
用途廃止・引継	c	庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継ぎを求めたもの。
財産管理の不備	d1	国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
	d2	使用承認の手続未済等のため、是正を求めたもの。

### 「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等の指摘

番号	指摘類型	省庁名	部局名	会計名	勤定名	口座名等	所在地	指摘の主な概要
1	a	法務省	山形地方方法務局	一般	—	酒田支局	山形県酒田市	酒田支局は、余剰(約80㎡)が生じていることから、借受庁舎に入居している自衛隊山形地方協力本部酒田地域事務所を移転入れし、有効活用を図る必要がある。
2	b	防衛省	東北防衛局	一般	—	自衛隊山形地方協力本部酒田地域事務所	山形県酒田市	借受庁舎である自衛隊山形地方協力本部酒田地域事務所は、余剰(約80㎡)が生じている山形地方方法務局酒田支局へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
3	d1	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	水防倉庫(酒田出張所内)	山形県酒田市	水防倉庫(酒田出張所内)は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
4	d1	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	新酒田国道維持出張所	山形県酒田市	新酒田国道維持出張所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
5	d2	厚生労働省	秋田労働局	労働保険	雇用	鹿角公共職業安定所	秋田県鹿角市	鹿角公共職業安定所は、館名看板等を占用許可を得ないまま市道に設置していることから、申請手続を行う必要がある。
6	d2	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	花輪・柴内・八幡平森林事務所(米代東部森林管理署)	秋田県鹿角市	花輪・柴内・八幡平森林事務所は、使用許可の内容に誤りがあることから改める必要がある。
7	d2	法務省	秋田地方方法務局	一般	—	秋田合同庁舎	秋田県秋田市	秋田合同庁舎は、庁舎共用部の一部を使用承認の手続を行わないまま、入居官署に使用させていることから、使用承認を行う必要がある。